

確定申告を しましょう!



令和5年分の確定申告が2月16日(金)から始まります。

確定申告とは、前年の1年間に生じた全ての「収入」から経費を差し引いた「所得」の金額と、それに応じた所得税の額を計算し、その年に納めなければいけない所得税の過不足を清算する手続きです。勤務先で年末調整をされて既に所得税を清算している方など、一部の方を除いた皆さんは必ず確定申告をしなければなりません。

事前に必要な準備をしっかりとし期限内に必ず申告するようにしましょう。

■受付期間及び時間

2月16日(金)～3月15日(金) 受付時間 9時～17時

※事業・譲渡所得(卸小売業やサービス業などの事業者や、土地・建物・株式などの売却がある場合)のある方は16時まで

▶川湯地区の方、土・日しか都合のつかない方へ

川湯消防会館でも2月17日(土)9時30分～12時、13時～16時、18日(日)9時30分～12時に受付いたしますので、川湯地区の方や土・日曜日しか都合がつかない方は、こちらをご利用ください。

■確定申告に必要な主な書類等

- ・収入の確認できる書類(源泉徴収票や収支内訳書等)
- ・所得控除に係る証明書等(生命保険や地震保険などの控除証明書等)
- ・本人名義の銀行等口座のわかるもの(通帳等)
- ・マイナンバーのわかるもの

※印鑑は不要です。

※申告の内容により、必要書類等が異なりますので、詳細については事前にお問合せ下さい。

■窓口に来られる方へお願い

混雑緩和を図る観点から、次の方法で申告を受付けます。大変お手数をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

STEP 1 → 窓口で書類を提出し、会場の待合所や自宅、お車などでお待ちいただきます。

STEP 2 → 職員が申告書を作成し、完成後に呼び出し又はお電話でお知らせします。

STEP 3 → 窓口にお越しいただき、申告書の内容をご説明します。

■「スマホ申告」してみませんか?

町ではマイナンバーカードを利用したご自宅等からの「スマホ申告」を勧めています。

確定申告期間中は会場がとても混雑しますので、感染症予防の観点からも、スマホ申告をぜひご検討ください。

▶スマホ申告(e-Tax)の3つのメリット

☆ 確定申告期間中は24時間利用可能※メンテナンス期間を除きます

☆ 早期還付(3週間程度で還付)

☆ 翌年もっと簡単に!

翌年申告の際は、スマホに保存した申告書データを利用して簡単作成。



問い合わせ先/役場税務課課税係(482-2914(課直通))
釧路税務署(☎0154-31-5100)

『令和6年能登半島地震』

この度の能登半島地震により被災された地域の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

町では、今回の地震に対してさまざまな支援活動を国・北海道と連携し可能な限り全力を挙げて取り組んで参りますので、ご理解をお願いいたします。

被災地の皆さまの安全と一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

弟子屈町

災害義援金受付のお知らせ

町では、被災された方々のために義援金の受付をしております。

皆さまの善意で集められた義援金は、日本赤十字社を通じて、被災者の救援活動に役立てていただきます。

義援金の受付は、町役場福祉課窓口及び川湯支所で行っています。(町では義援金受付口座の開設は行っておりません。)

なお、現在、町では救済物資の受付は行っておりませんのでご了承ください。

～個人でも義援金の送金が可能です～

(1)銀行をご利用の場合

- ・三井住友銀行 すずらん支店 普通 2787501 口座名: 日本赤十字社
- ・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 普通 2105493 口座名: 日本赤十字社
- ・みずほ銀行 クヌギ支店 普通 0620669 口座名: 日本赤十字社

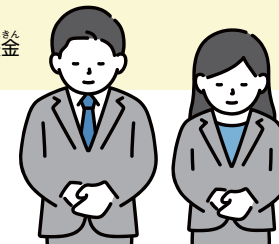
(2)ゆうちょ銀行・郵便局をご利用の場合

- ・口座記号番号 00150-7-325411
- ・口座加入者名 日本赤十字社 令和6年能登半島地震災害義援金

※詳しくは日本赤十字社のホームページをご覧ください。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

義援金を装った詐欺には十分ご注意ください!



お問い合わせ先/役場福祉課地域福祉係 電話482-2921(課直通)